

イギリスの「一代貴族『売買』疑惑」と  
政治資金規制制度改革

間 柴 泰 治 ・ 黒 川 直 秀

はじめに

2000年11月30日に上院を通過し、同日女王の裁可を経て「2000年の政党、選挙及び国民投票に関する法律（以下「2000年法」という。）」<sup>(1)</sup>が成立した。英国史上初めて包括的な政治資金制度を実現したと評された<sup>(2)</sup>この法律は、ブレア党首率いる労働党が、1997年5月総選挙時にマニフェストに掲げた公約を実現するものであり、ブレア政権が掲げる「政治浄化」、「腐敗撲滅」を達成した輝かしい成果であったと言えよう<sup>(3)</sup>。しかし、この成功から5年余り、政治浄化の立役者であるブレア首相自身が、金銭スキャンダルで批判の矢面に立たされようとは、誰が想像できたであろうか。

ブレア首相とその側近は、巨額の資金提供を得る目的で、一代貴族位を授与しようとしたのではないか、という疑惑が、2006年3月以降盛んに報道されている「一代貴族売買疑惑（Cash for Peerages）」である<sup>(4)</sup>。この疑惑を受けて、

「1925年の爵位授与制度の濫用防止に関する法律（以下、「1925年法」という。）」<sup>(5)</sup>に違反する疑いで、ロンドン警視庁が捜査を進めている。一方、この疑惑が浮き彫りにした現行制度の問題点を解決する目的で、2000年法の改正が急遽実現し、また、元憲法問題省事務次官の下で政党財政のあり方について検討が始まった。本稿では、こうした「一代貴族売買疑惑」のこれまでの経緯を概観し、今回の疑惑で指摘されるイギリスの政治資金に関する論点を整理したい。

## I 経 緯

## 1 発覚と展開

2006年3月8日、プライオリ・リハビリテーション・クリニックの院長であるチャイ・パテル氏は、「自らの上院議員推薦が阻害されている」と主張する抗議文を、上院議員指名委員会<sup>(6)</sup>に対して提出した<sup>(7)</sup>。パテル氏は、ブレア首相が同委員会に提出した上院議員候補者リストに

(1) Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41). この法律の概要は、大曲薫「イギリスの政治資金規制改革の構図と論点」中村睦男・大石眞編『立法の実務と理論』信山社、2005、pp.616-628.を参照。

(2) 英ブルネル大学のフィッシャー教授は、2000年法が「イギリスの政党財政に関して、100年を超える歴史の中で最も広範で抜本的な見直し」を実現したと評する（Justin Fisher, "Next Step: State Funding for the Parties?", *The Political Quarterly*, vol.73, no.4, 2002.10-12, p.392.）。

(3) 1997年総選挙の労働党マニフェストには、「腐敗撲滅のために政党財政を改革する」と掲げられていた（Ian Dale, et. al. ed., *Labour Party General Election Manifestos 1900-1997*, London: Politicos, 2000, p.374.）。

(4) この事件に関する日本での報道としては、「英労働党に極秘巨額融資」『読売新聞』2006.3.21.を参照。

(5) Honours (Prevention of Abuses) Act 1925 (15&16 Geo 5 c.72).

(6) 上院議員指名委員会（House of Lords Appointment Committee）は、上院から独立した機関であり、①上院議員候補者の審査、②無所属上院議員候補者の推薦、③爵位授与候補者の審査、を任務とする。同委員会の概要については、同委員会ウェブサイト参照。<<http://www.lordsappointments.gov.uk/>>

(7) "Priority boss 'anger' over peerage", *BBC*, 2006.3.8.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4785050.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4785050.stm)>

掲載されながらも、同年12月に同委員会からその処遇を保留されていた。同委員会は保留の理由を明らかにしていないが、以下の2点が選出を躊躇させている原因ではないかと報じられた。第一点目は、パテル氏が労働党へ多額の政治献金を行っていたため、その見返りとして上院議員へ推薦されたのではないかと、という疑惑、第二点目は、パテル氏が経営するリハビリテーションクリニックでの虐待疑惑である<sup>(8)</sup>。パテル氏の抗議文提出は、この状況の打破を狙ったものであった。

2006年3月12日、前年夏にパテル氏が労働党に対して150万ポンドに及ぶ融資を行っていたことが報じられて、事態は一変する<sup>(9)</sup>。というのも、パテル氏が、商取引と同等の条件による融資は、2000年法上届出義務がないことを利用して、献金の他に「融資」という形で、秘密裏に巨額の資金提供を行っていたことが発覚したからである。

この報道を契機として、労働党が、同党への巨額の資金提供の見返りとして上院議員への推薦を行った疑いが強いと報じられた。この疑惑をさらに強固にしたのは、労働党の財務担当者であるジャック・ドロミー氏による3月15日の発言であった。彼は、「前年に何百万ポンドも

の金銭を党が秘密裏に借りていたことは知らない」、「新聞を読むまでこのことを知らなかった」と発言して自身の関与を否定した上で、「首相官邸側は、この融資について知っていたはずだ」と、この疑惑へのブレア首相の関与を示唆した<sup>(10)</sup>。翌16日、ブレア首相は、これらドロミー氏の発言を受けて、今回問題となった巨額融資の存在を認識していたことを認めた。一方で、ブレア首相は、裏金の操作や法令違反を否定し、包括的な制度改革を行うことを言明して事態の收拾を図ろうとした<sup>(11)</sup>。

しかし、その後の事態の進展は、必ずしもブレア首相に有利なものではなかった。3月17日、労働党は、2005年の下院総選挙のために巨額融資を受けていたことを発表した<sup>(12)</sup>。さらに20日には、それまで公開していなかった巨額融資者のリストを発表した。そのリストによると、総額1,395万ポンドの融資を12名から受けており、しかも、その中には上院議員に推薦されていた人物が4名含まれていた<sup>(13)</sup>。

3月16日付け『ガーディアン』紙の報道によると、この融資の存在について知っていた人物は、ブレア首相、ブレア首相の個人的な資金調達協力者であるリーヴィ卿、労働党事務局長マット・カーター氏の3名であった<sup>(14)</sup>。3月

(8) "Big hitters fall foul of 'IoS' 'cash for peerages' revelation", *The Independent on Sunday*, 2006.3.5, p.12; "Labour donor protests after being blocked for peerage", *The Guardian*, 2006.3.9, p.17. ただし、これら疑惑のうち、クリニックでの虐待疑惑は真実ではなかったとされている。

(9) "Peer nominee in £1.5m Labour loan", *BBC*, 2006.3.12.  
<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4798064.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4798064.stm)>

(10) "Labour loans to be investigated", *BBC*, 2006.3.16.  
<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4810670.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4810670.stm)>

(11) "Labour 'to name future lenders'", *BBC*, 2006.3.17.  
<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4813156.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4813156.stm)>

(12) "Labour was secretly loaned £14m", *BBC*, 2006.3.17.  
<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4815552.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4815552.stm)>

(13) "Labour reveals secret loans list", *BBC*, 2006.3.20.  
<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4826680.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4826680.stm)>

(14) "Blair plunged into secret loans crisis", *The Guardian*, 2006.3.16, p.1.

20日に、パテル氏は、リーヴィ卿の口から、献金ではなく融資を頼まれたことを明らかにしており、リーヴィ卿が深く関与している疑いが強くなった<sup>(15)</sup>。

この「巨額融資問題」は、野党へも飛び火した。野党第一党の保守党は総額1,595万ポンド<sup>(16)</sup>、同第二党の自由民主党は総額85万ポンドの融資を受けていたことが明らかになった<sup>(17)</sup>。ここに至り、英国政界全体を巻き込む疑惑に発展したのである。

## 2 捜査の進展

2006年3月21日、ロンドン警視庁は、金品受領の見返りとした爵位の授与を禁じた1925年法に違反した疑いで、捜査を開始すると発表した<sup>(18)</sup>。同29日には、ロンドン警視庁のジョン・イェーツ副警視監が、捜査範囲を「汚職の領域」にまで拡大する可能性を示唆したことで<sup>(19)</sup>、ブレア首相を含む関係者の逮捕の可能性まで取り沙汰されるようになった。

「一代貴族売買疑惑」に関連する最初の逮捕者は、「シティ・アカデミー・プログラム」の関係者であるデス・スミス氏であった。4月13日に逮捕されたスミス氏は、教育改革の一貫と

してブレア政権が推進していたシティ・アカデミー・プログラムに寄付を募り、その対価として寄付者に爵位授与を斡旋した、というものであった。スミス氏は自らの無実を訴えているが、新聞社のおとり取材に対して、同氏は寄付の見返りに爵位が授与されると示唆したと報じられている<sup>(20)</sup>。なお、スミス氏は、即日釈放されている。

7月12日、この疑惑の中心人物と見られていたリーヴィ卿が、1925年法違反の容疑で逮捕された。即日釈放されたリーヴィ卿は、自身の潔白と、2000年法に違反する行為はしていないことを主張した。しかし、前日の11日には、リーヴィ卿が、上院議員に推薦されていた人物の一人であるグラム・ヌーン卿に、25万ポンドの融資を「現在の法規制では公開しなくてもよい」と薦めていたことが明らかになっていた<sup>(21)</sup>。9月20日には、リーヴィ卿が再度取り調べを受け<sup>(22)</sup>、その翌日には、労働党に100万ポンドを融資した件で会社社長のクリストファー・エバンス卿が、逮捕されている<sup>(23)</sup>。なお、一連の捜査は10月中旬にも終結すると見られており<sup>(24)</sup>、捜査の結論が注目される。

(15) "Clarke turns on Labour treasurer", *Guardian Unlimited*, 2006.3.21.

(16) "Conservative lenders unveiled", *BBC*, 2006.3.31.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4864542.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4864542.stm)>

(17) "Tories to maintain lender secrecy", *BBC*, 2006.4.1.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4867094.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4867094.stm)>

(18) "Blair claims openness on funding", *BBC*, 2006.3.23.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4833088.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4833088.stm)> なお、告発を行った1人である、マクニール下院議員の告発について、スコットランド国民党ウェブサイト掲載の以下の記事を参照。"SNP Increase Pressure on Blair Donations for Peerages Scandal", 2006.3.17.

<[http://www.snp.org/snpnews/2005/snp\\_press\\_release.2006-03-17.7512340362](http://www.snp.org/snpnews/2005/snp_press_release.2006-03-17.7512340362)>

(19) "Police 'could widen loans probe'", *BBC*, 2006.3.29.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4855918.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4855918.stm)>

(20) "Revealed: cash for honours scandal; Insight", *The Sunday Times*, 2006.1.15, p.1.

(21) "No surprise as Lord Levy arrested", *BBC*, 2006.7.12.

(22) "Third arrest in cash for honours investigation", *The Guardian*, 2006.9.21, p.5.

(23) "Cash for honours inquiry stepped up", *The Guardian*, 2006.9.22, p.4.

(24) *op.cit.* (22)

### 3 主要政党の対応

#### (1) 労働党

労働党では、財務担当者のジャック・ドロミー氏が、自身の潔白を主張するとともに、ブレア首相の関与を示唆したことにより、党内ではブレア首相への擁護と批判が飛び交った。チャールズ・クラーク内相（当時）は、政党と内閣の間に亀裂が入ったという見方を「くだらない」と一蹴し、「財務担当者は、浮上するすべての資金調達に関する問題について知っているべきだ」とドロミー氏を批判した<sup>(25)</sup>。一方、クレア・ショート元国際開発相は、「国を占領し、党や党员、反対意見を必要としない者がしこい者たちが、金持ちから金銭を得て、誰の意見も聞かず国を運営している」と痛烈な言葉で、ブレア首相とその周辺を批判した<sup>(26)</sup>。また、ドロミー氏の言動は、ブレア首相を窮地に追いやり、次期首相候補と目されるゴードン・ブラウン財務大臣への党首禅譲を狙ったものではないか、という観測さえなされた<sup>(27)</sup>。このような中で、ブレア首相は、巨額の融資と爵位授与の間には何の関係もないと、全面的に疑惑を否定している<sup>(28)</sup>。

#### (2) 保守党

保守党は、当初、巨額の融資を受けていたと明らかにしたものの、融資者の名前は公表しなかった。しかし、3月31日、融資者リストの公表に踏み切った<sup>(29)</sup>。これによれば、13名から、総額で1,595万ポンドの融資を受けていた。また、2000年法は、外国人から政治献金を禁じているが、「融資」という形であれ、外国人からの資金提供を受けていたことも明らかになった<sup>(30)</sup>。フランス・モード事務局長は、これらのうち「名前を明かせない融資者に500万ポンド返還した」とし、また、外国人から融資を受けた点は「後悔している」が、「法を犯してはいない」とし、保守党に比べて労働党の方がはるかに透明性を欠いている、と主張した<sup>(31)</sup>。

キャメロン党首は、融資の禁止、個人からの寄付を5万ポンドまでに制限、主要政党が総選挙時に使用可能な選挙運動資金の上限を、約2,000万ポンドから1,500万ポンド程度まで引き下げ、3,000ポンド以下の政治献金に対する税制上の優遇措置の創設、総選挙での得票数に応じた政党への公的助成の実施、さらに爵位授与を扱う委員会の新設を提案した<sup>(32)</sup>。

<sup>(25)</sup> *op.cit.* (15)

<sup>(26)</sup> "How bad is loans row for Blair?", *BBC*, 2006.3.20.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4824278.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4824278.stm)>

<sup>(27)</sup> "Labour's secret loan operation generated more than £10m", *The Guardian*, 2006.3.17, p.1.

<sup>(28)</sup> *op.cit.* (11)

<sup>(29)</sup> "Francis Maude:Statement on Party Funding (2006.3.31)", *Conservative Party official home page*.

<[http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.story.page&obj\\_id=128964](http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.story.page&obj_id=128964)>

<sup>(30)</sup> 保守党は、外国人から25,000ポンドの融資を受けていたことを明らかにしている。"Conservatives admit receiving loan from foreign national before election", *The Independent*, 2006.4.3, p.4.

<sup>(31)</sup> "Tories reveal £16m lenders list", *BBC*, 2006.3.31.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4865468.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4865468.stm)>

<sup>(32)</sup> "Tories will not name key backers", *BBC*, 2006.3.20. <[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4827142.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4827142.stm)> なお、保守党による改革案は、報告書 *Clean Politics* としてまとめられている。

<<http://www.conservatives.com/pdf/cleaninguppolitics.pdf>>

### (3) 自由民主党

自由民主党の党首であるメンジーズ・キャンベル卿は、3月20日の声明で、自由民主党は3名から融資を受けていたが、自党から上院議員に推薦した者の中にはいないことを明らかにした。あわせて、「政治資金の透明性」を主張し、個人からの寄付を5万ポンドまでに制限すること、また、保守党と同様に、総選挙運動時の支出限度額を約2,000万ポンドから1,500万ポンド程度まで引き下げることを提案している<sup>(33)</sup>。

## II 論 点

### 1 1925年法違反

1925年法は、金品その他の利益を得る目的で爵位を授与することを禁じ(第1条第1項)、また、爵位を得る目的で金品その他の利益を授与することを禁じている(第1条第2項)。そして、これらに違反した場合は、最高2年の禁固刑が科される(第1条第3項)。今回の疑惑に照らし合わせれば、一代貴族位の授与が、労働党に対する「融資」という形での資金提供と引き換えに行われたのであれば、一代貴族位を授与した側も、「融資」を行った側も、いずれも1925年法に違反するということになる。

もっとも今回の疑惑と同様の事件は、初めてではない。そもそも、1925年法制定の契機となったのは、当時のロイド・ジョージ首相が、爵位と引き換えに巨額の献金を集めたことであったし<sup>(34)</sup>、近年では、1997年4月に『オブザーバー』

紙がスクープした、当時の保守党政権が爵位と引き換えに献金を受けたのではないかとする疑惑があった<sup>(35)</sup>。

### 2 「融資」に関する報告義務

この事件によって明らかになった問題点の一つは、商取引と同等の条件での「融資」の形をとることによって、その事実を公表することなく、実質的な資金提供が可能なことである。

改正前の2000年法によれば、政党本部に対する年間5,000ポンド超の献金を届け出る必要がある<sup>(36)</sup>が、通常の商取引と同等の条件で行われる「融資」について届出義務はない<sup>(37)</sup>。この法規定によれば、仮に100万ポンドの献金をする場合、これを献金とすれば、受領した政党に届出義務があるが、これを「融資」とすれば、届出義務はない。その後、この「融資」の一部を免除することによって(この免除は「献金」と扱われる。)、巨額の献金が表沙汰にならないようにすることが可能であった(しかも、年間5,000ポンド以下であれば、届出義務はない。)<sup>(38)</sup>。今回の疑惑に関しては、リーヴィン卿が、資金提供者の献金申し出に対し、融資の形をとった資金提供にするよう助言したとする報道がある<sup>(39)</sup>。これが真実であれば、当該融資の実質は献金であったことになり、献金の報告を義務付けた2000年法に違反する疑いもある。

この2000年法の盲点を利用した資金提供を、労働党のみならず、保守党、自由民主党も受けていたことが明らかになったのは前述の通りで

<sup>(33)</sup> "Sir Menzies urges loans openness", *BBC*, 2006.3.20.

<[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4824340.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4824340.stm)>

<sup>(34)</sup> The Committee on Standards in Public Life, *The Funding of Political Parties in the United Kingdom*, 1998.10 (Cm 4057), pp.184-187.

<sup>(35)</sup> "the Honours scandal", *The Observer*, 1997.4.6, p.8.

<sup>(36)</sup> 2000年法第62条。ただし、政党支部等は、年間1,000ポンド超の献金を届け出ることになっている。

<sup>(37)</sup> ただし、商取引と同一視で出来ない融資は「献金」と見なされる(2000年法第50条第2項(e)号)。

<sup>(38)</sup> なお、2000年法は、外国人による政治献金を禁止している(第54条参照)が、外国人による商取引と同等条件の「融資」を禁止していない。

<sup>(39)</sup> *op.cit.* (15)

あり、主要政党の間で、法改正の必要性が広く共有されるに至った。2006年4月4日、ブレア首相とキャメロン保守党党首が会談し、融資について公表を義務化する法改正を次回総選挙までに行うことで合意した。そして5月8日、上院で審議中の選挙管理法案<sup>(40)</sup>の修正という形で2000年法の改正が政府から提案され<sup>(41)</sup>、主要政党の賛意を得て成立している<sup>(42)</sup>。これによって、政党に対する融資が新たに報告義務の対象となったのである<sup>(43)</sup>。なお、この改正が施行される2006年9月11日<sup>(44)</sup>より以前について、選挙委員会は、自主的に融資を公表するよう要請する2006年5月3日付けの文書をすべての政党に送付した<sup>(45)</sup>。各政党は、これに応じて自主的に融資を選挙委員会に報告し、選挙委員会はこれをインターネット上で公開している<sup>(46)</sup>。

### 3 「一代貴族」任命方法の見直し

一代貴族に任命され、上院議員になる方法には、① 主要政党からの候補者リストをもとに、首相が推薦し、上院議員指名委員会の審査を経た上で、女王が任命する、② 上院議員指名委員会が推薦し、女王が任命する、の2通りがある。この任命過程を見れば分かるとおり、首相

は一代貴族の任命に関し（特に、自らの所属政党が候補者リストを作成する分について）、強い影響力を行使しうる。こうした点から、爵位授与の見返りに、政党が献金を受けているのではないか、という指摘は、イギリスにおいて決して珍しくはなかった<sup>(47)</sup>。実際に、今回の事件では、正にこの点が問題とされているのである。

この点に関し、今回の疑惑を契機に、下院行政特別委員会は、2006年7月12日、独立した委員会による上院議員候補者に対する審査の強化、候補者選定過程の透明化等を内容とする中間報告書を公表している<sup>(48)</sup>。しかし、ブレア首相は、一代貴族任命過程だけを取り上げて議論することに難色を示し、今後の上院改革の一環として取り扱われるべき問題であるとしている<sup>(49)</sup>。

おわりに

イギリスの政治資金規制は、従来、選挙での候補者を中心に構成され、候補者に極めて厳しい支出規制を行うことによって資金需要そのものを抑制するという方針が維持されてきた。この方針は、大きな成果を収めたと評価され、現実に、2000年法制定まで、イギリス政治資金規制の中心を担ってきた。ところが、政党本部

(40) Electoral Administration Bill (2005-06, Bill 50). 選挙管理の包括的な改革を趣旨とする法案で、2005年10月11日に下院に提出され、翌年1月11日に下院を通過していた。

(41) *Hansard (HL)*, 2006.5.8, Col.748.

(42) Electoral Administration Act 2006 (c.22).

(43) この改正の概要は、この修正案の政府による提案理由説明を参照。*Hansard (HL)*, 2006.5.8, Col. 748-753.

(44) The Electoral Administration Act 2006 (Commencement No. 1 and Transitional Provisions) Order 2006 (SI 2006/1972).

(45) The Electoral Commission, *Loans to political parties*.

<<http://www.electoralcommission.gov.uk/regulatory-issues/loans.cfm>>

(46) *ibid.*

(47) *op.cit.* ③4, Chapter 14.

(48) House of Commons Public Administration Select Committee, *Prosperity and Honours: Interim Findings* (Fourth Report of Session 2005-06, HC1119), 2006.7.6.

(49) "PM's monthly press conference March 2006", *10 Downing STREET*, 2006.3.16.

<<http://www.pm.gov.uk/output/Page9212.asp>>

が全国規模の選挙運動を積極的に展開するようになり、選挙運動の中心が候補者個人から政党本部に移ると、政党を規制対象としない従来の政治資金規制制度の限界が明らかになってきたのである<sup>(50)</sup>。こうした限界を克服すべく制定されたのが2000年法であり、政党に対する政治資金規制として、① 選挙運動費用支出の上限設定、② 政治資金に関する報告義務を掲げている。その一方で、① 政党に対する献金の上限設定、② 政党への公的助成は採用されなかった。今回の事件をきっかけに、2006年3月16日、

ブレア首相は、元・大法官省事務次官のヘイデン卿に対し、① 政党に対する公的助成制度（特に、献金の上限額設定の見返りとして）、② 政党財政の透明性、について検討し、2006年12月末までに、現行制度の改善点の勧告を含めた報告書を提出するよう求めた<sup>(51)</sup>。保守党と自由民主党が改革に積極的であることを考慮すると、この報告書には、前述の2000年法改正のような応急的な手当てに留まらない、2000年法からさらに進んだ政治資金制度の改革が進展する可能性がある。

【参考】「一代貴族売買疑惑」事件略年表

2005年			
12月		上院議員指名委員会、上院議員候補者リストの一部候補者について処遇を保留	
2006年			
1月	15日	デス・スミス氏が献金の見返りに爵位授与が受けられることを示唆した、と『サンデー・タイムズ』紙が報道	
3月	8日	チャイ・パテル氏、上院議員指名委員会に抗議文を提出	
	12日	パテル氏が労働党に対する巨額融資を行っていたと報道される	
	15日	労働党財務担当者ジャック・ドロミー氏、巨額融資疑惑へのブレア首相の関与を示唆	
	16日	ブレア首相、巨額融資の存在を認識していたことを認める ブレア首相、ヘイデン卿に対し政治資金制度の検討を依頼	
	17日	労働党、1,400万ポンドに及ぶ巨額融資を受けていたことを発表	
	20日		労働党、巨額融資者のリストを公表
			保守党、融資総額を公表
			自由民主党、融資者リストを公表
	21日	ロンドン警視庁、1925年法違反の容疑で捜査開始	
	31日	保守党、融資者リストを公表	
4月	4日	ブレア首相とキャメロン保守党党首、政党への融資の公表義務化で合意	
	13日	デス・スミス氏、寄付者への爵位授与斡旋の容疑で逮捕、即日釈放	
5月	18日	「融資」の公開に関する2000年法改正が成立	
7月	11日	リーヴィ卿が献金を「融資」とすることを薦めた事実があると報道される	
	12日	リーヴィ卿、1925年法違反の容疑で逮捕、即日釈放	
9月	20日	リーヴィ卿、2度目の取り調べ	
	21日	エバンス卿、1925年法違反の容疑で逮捕	

(出典) BBC および新聞報道をもとに筆者作成

(ましば やすはる 国会レファレンス課)  
(くろかわ なおひで 国会レファレンス課)

<sup>(50)</sup> 大曲 前掲注(1), pp.605-606.

<sup>(51)</sup> "Review of party funding: terms of reference", *The review of the funding of political parties*.  
<<http://www.partyfundingreview.gov.uk/htmls/terms.htm>>